

地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
32	災害救助法に基づく借上型応急仮設住宅の供与に関する見直し	1～3
33	災害援護資金の貸付制度の見直し	4～9
49	指定都市における人事委員会の必置の見直し	10～12
31	地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し	13～15
4	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」等の見直し	16～50
9	療育手帳の交付決定権限の都道府県から児童相談所を設置している中核市への移譲	51～53

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。

具体的な支障事例

(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入

「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助を必要としていても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となっても「みなし仮設」に入居を続けている可能性がある。

また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。

【例】

- ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。
- ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。
- ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。

被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。

このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。

(2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設

「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を受託している市町村を含む)・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を実質締結している自治体が訴えられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。

このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付」し、都道府県が貸主に対し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入

みなし仮設の供与において設定する家賃として、市の負担に被災者の負担を加えることで、みなし仮設として利用できる物件の数が増えるとともに、入居を希望する被災者と対象物件とのミスマッチを減少させることが出来る。

また、「みなし仮設」の家賃の一部を被災者が負担し、時間の経過とともに負担額が増加することになれば、「みなし仮設」に入居する被災者であっても建設型仮設住宅に入居する被災者と同様、早期の住宅再建にインセンティブを持たせることになり、結果として地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。

(2)「みなし仮設」に係る三者契約における契約関係の選択肢の創設

被災者が「みなし仮設」の供与期間終了後も退去しない場合における自治体に対する訴訟リスクを減じることができるようになり、地方公共団体の事務負担が軽減されることになる。

根拠法令等

災害救助法第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口市、京都市、岡山市

—

各府省からの第1次回答

○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事等が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。

○借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。

○応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、特別基準の協議により、運用上対応しているところ。

○提案の家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住宅を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

災害救助法における現物給付の原則は当然ではあるものの、支援物資など「被災者が調達することが困難」なものではない「被災者が調達することが可能」なものについては、現状に即した運用を行うべきと考える。実際、国土交通省が示している「災害時における民間賃貸住宅の活用について」においても、借上型仮設住宅は「被災者自らが探す方式」が認められており、H28年熊本地震においては、ほとんどの被災者がインターネットや不動産会社への相談等で自ら物件を確保していることから、ご指摘の「現物給付は金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定」は、ごく一部の被災者にしか当てはまらず、現状に即したものではないと考える。

そのため、自ら調達が困難な一部の被災者への現物給付の制度は残しつつ、自ら調達が可能な被災者に対する現金給付の制度導入を提案するものであり、その効果として対象物件の増加・業務の簡素化・迅速化を図ることが可能であり、被災者支援につながるものと考えます。

熊本地震においては、「通院や通学、1階物件が不足」等の特別な事情により家賃上限を超える物件での入居は認められていたものの、それ以外の世帯でも個々の事情により住みなれた場所で生活を望む被災者が多い。その結果、熊本地震では基準額以内の物件供給が大きく不足したことから、特別な事情に合致しない多くの被災者が住みなれた場所から離れた物件に入居せざるを得ない状況であった。そのような状況が、借上型仮設住宅に住む被災者の孤立化につながった要因の一つとも考えられることから、限られた世帯が対象となる運用基準での対応ではなく、広く被災者支援につながる制度が必要と考える。

また、現金給付は入居者と貸主の二者契約を元に行うことを想定しているが、ご指摘の「家主に対する家賃補助」ではなく、あくまで被災者の仮設住宅確保のためのものである。また、熊本地震では、借上型応急仮設住宅の契約締結に時間を要したことから、契約締結まで不動産側が入居審査を行って通常の賃貸契約を締結して入居させている場合が多く、現金給付の制度を導入したとしても問題なく供給は進むものとする。仮に、二者契約の締結が難しい被災者がいた場合は、公営住宅やプレハブ仮設への入居を進めることとなるが、三者契約での仮設住宅提供も可能なよう現物給付と現金給付の制度を併用することが望ましいと考える。

被災者が仮設住宅から退去しないリスクについては、三者契約・二者契約に関わらず貸主のみにそのリスクを負わせることがないよう、行政が主体となって被災者の状況に応じた再建支援を行うべきと考える。熊本地震においては、職員が定期的に見守り訪問を行い、現在も福祉支援や公営住宅への入居に繋げている。また、不動産業者の団体に委託して民間賃貸住宅の物件紹介を行うなど、入居者個々の状況に応じた支援を行っているところであり、行政が主体となって入居者の再建を支援することで、退去しないリスクを軽減することが十分可能と考える。

なお、「家賃の一部を原則負担」については、被災者の資力確認等で早期入居を阻害しないなど被災者負担を増大しない状況の元で実施することが望ましく、被災者の都合により基準額を超える物件への入居がやむを得ない場合などにおいては、被災者負担を導入することにより入居可能な物件数を増やすことが可能となるのではないかと考える。

被災者と民間賃貸業者により二者契約により締結された賃貸借契約であっても、借上型仮設住宅として認めることが可能となれば、災害時における迅速な救助対応が可能となるため、再検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 借上型応急仮設住宅の総供給戸数を増やすという観点から借上型応急仮設住宅の家賃の一部負担の導入をすべきではないか。
- 高い賃料を負担できる者のみが入居できる仕組みを設けることは社会的平等の見地から問題であるとの指摘については、一部家賃負担なしの住宅と一部家賃負担ありの住宅について、別々にあっせんの対象とし、一部家賃負担ありの住居についてあっせんから漏れた者については、一部家賃負担なしの住居のあっせんに際して、最初から当該区分につき応募した者に劣後する取扱いをすれば、問題は生じないのではないかと考える。
- 個々の被災者が自力でアパートを見つけた場合であって、家賃を一部負担できる場合、二者契約も認めるべきではないか。
- 借上型応急仮設住宅として認められる物件の判断が容易になるように、家賃上限を超える場合に特別基準が適用された過去の事例を整理し、地方公共団体へ周知すべきではないか。

各府省からの第2次回答

○ 現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、住まいを提供し、物資や食事が行き届くよう、「現物」によって救助を行うこととしている。これは、災害時には生活に必要な物資が欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にほとんど用をなさない場合が多く、金銭を給与すれば足りるような場合には、通常、社会的な秩序の保全を図らねばならないような社会的混乱があるとは考えにくいことを基本的な考え方としている。

○ 借上型仮設住宅の供与についても、金銭を保有していても住まいの確保が困難な場合を想定し実施するものであることから、現物給付を原則としているもの。

○ 応急仮設住宅は、一時的な仮住まいとして提供するものであることから、地域の相場を踏まえ、家賃上限を設定しているところである。ただし、救助の必要な人に必要なものを供与する災害救助の考え方から、特別な事情がある場合には、個別に相談いただきたい。

○ 提案の、家主に対する家賃補助は、県が救助主体となって住居を提供する災害救助の考え方から認められないものであり、加えて、被災者が退去しないリスクを全て貸主に負わせることになって、仕組みとして成り立たないものであり、借上型仮設住宅の供給が進まないおそれがあることから、適切ではない。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し

提案団体

八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。

これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。

具体的な支障事例

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければならない(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力に応じた貸付けとするなど、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

回収のノウハウを持つ者が債権回収を行うことで、回収の実効性を高めるとともに自治体の事務負担を軽減することができる。

また、保証会社による保証を義務付けるような制度となれば、被災者としても、貸付金を借り受けるときに保証人を立てる必要がなくなる。

根拠法令等

・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟市、山県市、西宮市、広島市、防府市、宮崎市

○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから返済が滞る事案が多く発生している。適切な債権の回収ができるよう制度の見直しが必要である。

○災害貸付金申請当時、借受人が連帯保証人の擁立に苦慮する様子が見受けられ、実際に、連帯保証人制度が機能していない案件が多く存在している。債権回収事務にかかる時間や労力に対し、効果が非常に薄い

為、円滑な債権回収の為に、保証人に関する規定の見直しをお願いしたい。
 ○本市においても、連帯保証人が機能しない事例があることから、制度改革により、回収の実効性を高めることができるとともに、自治体の事務負担を軽減することができる。

各府省からの第1次回答

○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。
 ○災害援護資金はその償還を担保するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人を立てなければならないこととしている。
 ○ご提案いただいた、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけるよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成り立つのか懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

前提として、今回の提案は「保証人、あるいは保証会社によるどちらかの保証」を立てられるように、被災者の選択肢を増やすことを要望するものである。

災害時の混乱の中、被災者が親族等の保証人を立てられない場合も考えられるため、その対応策として、保証人に係る被災者の選択肢の拡充を図ることで、被災者の状況や地域の実情に即した災害対応が可能となると考える。

災害援護資金と同様、低所得者向けの資金貸付制度として貸付型奨学金がある。貸付型奨学金の借受けの場合、借受人(学生)は親族等の保証人を立てなければならないが、それが困難な借受人(学生)には、公益財団法人日本国際教育支援協会の機関保証を利用することで借受けが可能になる仕組みも用意されている。貸付型奨学金の事例を踏まえれば、例えば、被災者生活再建支援事業を行う公益財団法人都道府県センターが機関保証を行い、親族等の保証人を立てられない被災者にも、機関保証を利用することで災害援護資金の借受けが可能になる仕組みを用意することも可能であると考えられる。

しかしながら、災害援護資金で機関保証の仕組みを早期に実現できない場合も十分考えられることから、少なくとも、

- 1) 地方公共団体が地域の金融機関と協定を締結するなどにより、地域の金融機関が災害援護資金を借り受ける被災者に提供するための保証会社の保証を用意することが可能であること、
- 2) 親族等の保証人を立てられない被災者が地域の金融機関等が提供する保証会社の保証を活用した場合には、現行の政令に規定する保証人を立てたことに該当するとして、市町村が被災者に災害援護資金を貸し付けることが可能になること、を明確にしていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

貸付金を必要とする被災者が、保証人の擁立できない為に諦めることの無いよう、保証会社による保証サービスを連帯保証人制度も含めた選択肢の一つとしてよいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。また、返済能力に応じた貸付けについても検討されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

(八戸市)

○親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことに該当し、災害援護資金の借受けが可能とすることはできないか。

- 保証会社による保証が成り立つのかという懸念について、例えば、貸付型奨学金の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料年率0.7%未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択肢を拡充できないか。
- 市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付けを行うことができるように、条例により借受人の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。(熊本市)
- 市町村が条例により地域の実情に応じた償還方法を定めることができるよう、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に規定する「年賦償還又は半年賦償還の方法」について、例えば、「年賦償還、半年賦償還その他の市町村が定める割賦の方法」と見直すなどにより、月賦償還に応じたくない市町村に配慮しつつ、あえて月賦償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。

各府省からの第2次回答

機関保証を行っている例として掲げている貸付型奨学金の場合は、卒業後の就労による返済が期待される。一方、災害援護資金の借受人は低所得者や高齢者が多いことから、就労のみならず資産管理を適正に行いつつ返済が行われるよう留意が必要である。保証を担う具体的な機関が見当たらない中で、リスクに見合った保証ができるのかという観点から、災害援護資金について、奨学金の場合と同様に取り扱うのは困難であると考えられる。したがって、災害援護資金の貸付金に関し、保証会社による保証を行うのは、適切ではない。

また、保証会社による保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人を立てる方が直ちに金銭的負担が生じないという観点から被災者にとって望ましい場合があると考えられる。

災害の様態は多様であり、不意に被害を受けた被災者の状況や復旧・復興等、地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであるが、保証会社による債権回収では、厳しい債権回収になる可能性もあり、適切ではない。

災害援護資金の貸付けについては、災害弔慰金の支給等に関する法律の施行通知で示されている条例施行規則準則において、借入申込者から市町村長に提出された借入申込書を、市町村長がその内容を検討の上、必要な調査を行い、貸付けの決定を行うこととされている。本法の立法主旨を踏まえれば、災害という本人の責めに帰さない突発的な理由により、貸付けを受けるための資産を失った被災者の救済として災害援護資金の貸付けを行うものであるから、原則は、被災者の貸付希望額のとおり貸し付けることとしている。

借受人の返済能力に応じた貸付けは、金融機関が担うべきものであり、本制度はそうしたサービスの提供を受けることが困難な者に対するセーフティネットとしての役割を持っており、ご提案の条例による返済能力に応じた貸付けは地域により、官民の役割分担や被災者の救済に格差が生じることにつながりかねず、応じることは困難である。

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害援護貸付金の月賦償還の採用

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。

具体的な支障事例

災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。

なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に定める災害援護資金貸付金の償還方法について、「年賦償還又は半年賦償還」から「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」とすることにより、個別で分納の誓約・事務処理を経ることなく、月賦償還が可能になり、さらに、1回あたりの償還額が減少するため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。

根拠法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、新潟市、山県市、浜松市、京都市、福知山市、広島市、防府市、宮崎市

○災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。

○経済的に余裕の無い方が貸付金を申請されるため、災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還の1回当たりの金額に対する負担感は大きく、借受人の高額滞納に繋がっているように思う。年賦・半年賦の金額に負担感を持つような借受人に対し、1回分の納付金額を抑えた月賦償還を当初から選択可能にすることで、自発的な毎月の納付により、滞納リスクの軽減に繋がる。

○本市においても、月賦であれば償還可能との債務者がいることから、制度改正により、滞納リスクを軽減することができる。

○災害援護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、生活に必要な資力を

持った者は少ない。

その中で、年賦償還又は半年賦償還は1回あたりの償還額が大きいいため滞納になる可能性が高い。滞納となった債権については分割納付による債務承認を行うことも出来るが、滞納を未然に防ぐことが重要であるため月賦償還も選択肢に含めていただきたい。

各府省からの第1次回答

○災害援護資金の貸付けについては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号)に基づく公的貸付制度であり、市町村の固有事務として、市町村が実施主体となり貸付けを行っているところである。

○災害援護資金の償還方法については、その債権管理の事務の簡素化を図るため月賦償還を採用せず、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)第7条第3項において、年賦償還又は半年賦償還によるものとしている。

○想定を上回る大規模な災害が発生したとき、想定を上回る災害援護資金の貸付けが行われるため、制度上において災害援護資金の月賦償還を認めた場合、月額償還による償還回数では市町村の事務負担が著しく増大することが懸念される。また、月賦償還を行えない者が、さらに少額の償還へ移行する懸念もあり、償還期間の長期化を招き、市町村の事務負担の増大につながるおそれがある。

○いずれにせよ、令では年賦償還又は半年賦償還によるものとしているが、運用上においては、事実上、少額償還により月賦償還を認めている。したがって、ご提案の内容については、現行制度において達成されているものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

月賦償還を採用することによる市町村の事務負担が懸念されているところであるが、本制度で市町村が抱える負担は、事務負担よりむしろ「滞納が発生することによる市町村の財政負担」であり、これを解消するために、より利用者が償還しやすい月賦償還を採用することで「償還率を向上させること」が本提案の目的である。

月賦償還については、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の例もあり、システムで対応することにより、事務負担が著しく増大することはないと考えている。

運用上の月賦償還は、利用者が滞納したときの手段として行っているものであり、分納の相談を受けた後、利用者の資力等を聞き取り調査した上で、分納誓約を取り交わす等、まさにこの手続きが大きな事務負担となっている。

現行の少額償還の金利は、年賦・半年賦を月割りしたものとなっている。一方、制度として月賦償還を導入した場合、金利計算を月ごとで行うため、支払う利息が少額償還よりも低額になるという利点がある。

以上のことから、現行制度で提案内容が達成されているとは考えにくい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎市】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

事実上、月賦償還は存在するが、選択肢として当初より設定されることで、被災者の心理的負担が軽減されると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省は、当該提案については現行規定で対応可能であるとの見解を示しているが、現行規定での対応では分納誓約といった事務負担や、年賦・半年賦により一度の償還額が高額になることで債務者の負担感・滞納リスクの発生といった支障が生じているため、施行令上月賦償還を位置づけるよう検討すべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

(八戸市)

○親族等の保証人を立てられない被災者が、保証会社等から所要の保証を受けた場合、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項に規定する「保証人」を立てたことに該当し、災害援護資金の借受けが可能とすることはできないか。

- 保証会社による保証が成り立つのかという懸念について、例えば、貸付型奨学金の事例で公益財団法人日本国際教育支援協会が保証料年率0.7%未満で保証を提供できていることを踏まえ、保証会社の保証を利用できる条件を満たす被災者の保証人の選択肢を拡充できないか。
- 市町村が政令で定める上限額に達しない場合でも、被災者が無理なく返済可能な貸付けを行うことができるように、条例により借受人の返済能力に応じた貸付けとすることが可能であることを明確化すべきではないか。
(熊本市)
- 市町村が条例により地域の実情に応じた償還方法を定めることができるよう、現行の災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項に規定する「年賦償還又は半年賦償還の方法」について、例えば、「年賦償還、半年賦償還その他の市町村が定める割賦の方法」と見直すなどにより、月賦償還に応じたくない市町村に配慮しつつ、あえて月賦償還を選択したい市町村が選べる仕組みとすべきではないか。

各府省からの第2次回答

○月額償還により、市町村の事務負担が増える懸念はあるものの、一度の償還額が低く抑えられるという点で借受人が償還しやすいことから、一定程度の滞納を防ぐことが期待できること、また、金利計算を月ごとで行うことから支払う利息の総額が若干下がるという借受人にとってのメリットもあることから、月賦償還の採用について検討したい。